

発行：立川市明るい選挙推進協議会
立川市選挙管理委員会
〒190-8666 立川市泉町1156-9
☎042(523)2111(代)
内線1631・1632・1633

くらしと せんきょ

No.116
2022年
1月10日

立川市選挙人名簿登録者数

男 76,699人 女 78,305人 計 155,004人

立川市在外選挙人名簿登録者数

男 84人 女 97人 計 181人

(令和3年12月1日現在)

立川市で投票できる方は次のすべてに当てはまる方です▽日本国民で18歳以上である▽引き続き3か月以上立川市に住んでいる▽選挙人名簿に登録されている

今年は、次の選挙が予定されています

立川市議会議員選挙 …… **参議院議員選挙**
投票日 **6月19日(日)** …… 任期満了日 **7月25日**

立川市議会議員選挙の啓発標語を募集

市議会議員選挙への投票参加や明るく公正な選挙を推進する標語を募集します。

- 対象** 市内在住・在勤・在学の方
- 申込方法** はがきまたはEメールに標語(1点)、住所、氏名(ふりがな)、年齢、電話番号を書いて、3月10日(木)[消印有効]までに市選挙管理委員会事務局・内線1631☎senkyo@city.tachikawa.lg.jpへ。入選者(1名)には記念品を贈呈します。



贈らない! 求めない! 受け取らない! ～みんなで徹底! 三ない運動～

政治家の皆様へ

下記ものは
提供したり贈ったり
してはいけません。

有権者・市民の皆様へ

下記ものは
求めたり受け取ったり
してはいけません。

政治家の寄附は禁止! 有権者が求めるのもダメ!

お歳暮やお年賀



入学祝い・卒業祝い



病気見舞い



落成式・開店 祝いの花輪



葬式の花輪、供花



結婚祝い



葬式の香典



お祭りへの寄附や 差し入れ



地域の運動会や スポーツ大会への 飲食物の差し 入れ



町内会の集会や 旅行などの催し 物への寸志や飲 食物の差し入れ



寄附の禁止 こんなときは? Q & A

- Q** 町会に被災地支援の募金を集めることになりました。町会にいる政治家が募金に応じた場合は寄附にあたりますか?
A 募金に応じた場合も、禁止されている寄附にあたります。
- Q** 政治家からの結婚祝いや香典は寄附にあたりますか?
A 結婚祝いや香典も禁止されている寄附にあたります。(政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります)
- Q** 政治家が家族や秘書の名義で支払ったお祝い金は寄附にあたりますか?
A 他の人の名義であっても、政治家本人の禁止されている寄附にあたります。
- Q** 趣味の会で、会費は1口(1,000円)以上となっている場合、入会することとなった政治家が2口(2,000円)以上払ったときは、寄附にあたりますか?
A 会員として資格を得られる最低限の会費(この事例では1口)までは寄附ではありませんが、これを超える分は禁止されている寄附にあたります。
- Q** 地域で開催されるカラオケ大会の賞品を政治家が提供した場合、寄附にあたりますか?
A 物品の提供も、利益を与えることとなるため禁止されている寄附にあたります。



選挙は、私たちが政治の場に参加する一歩だと思えます。民主政治の健全な発展のためにも、今年も多くの方が選挙に参加することを期待しております。

今、私たちは引き続きコロナ禍にあつて、社会的にも経済的にも厳しく窮屈な生活環境の中にいます。そして誰もが日々の感染者数を心配しながら、一日も早く収束することを願っています。

このようなコロナ禍という危機事態を治められるのは政治の力です。そして、政治家は選挙で選んだ私たちの代表であるという認識を皆さんと共有したいと思います。

選挙は、私たちが政治の場に参加する一歩だと思えます。民主政治の健全な発展のためにも、今年も多くの方が選挙に参加することを期待しております。

新年あけましておめでとうございます。本年も立川市選挙管理委員会に変わらぬご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。



立川市
選挙管理委員会
委員長 卯月平吉

政治参加は選挙から

選挙に関する情報については立川市のホームページでもお伝えします。 <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>



インターネットを利用した選挙活動



平成25年4月の法改正により、国政選挙、地方選挙においてインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。認められているのは「選挙運動」で、「インターネット投票」はできませんのでご注意ください。

○有権者ができること

ウェブサイト等(ホームページ、ブログ、ツイッターやフェイスブック等のSNS、動画共有サービス、動画中継サイト等)を利用した選挙運動。

○候補者・政党等ができること

有権者ができることに加え、電子メールを利用した選挙運動。(制限があります)

×インターネット選挙運動で禁止されていること

- 有権者が電子メール(SMTP方式および電話番号方式)を利用した選挙運動をすること。
- 18歳未満の者が選挙運動をすること。
- ホームページや電子メール等を印刷して頒布すること。
- 選挙運動期間外に選挙運動をすること。



有権者



候補者



政党等



電子メール

有権者が電子メールで選挙運動を行うことは禁止



ウェブサイト等

ホームページ・ブログ・SNS(ツイッター・フェイスブック等)・動画共有サービス・動画中継サイト等

- 氏名、電子メールアドレス等の表示義務

電子メール

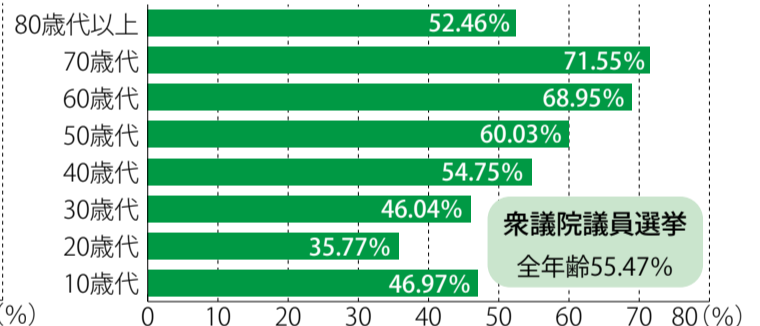
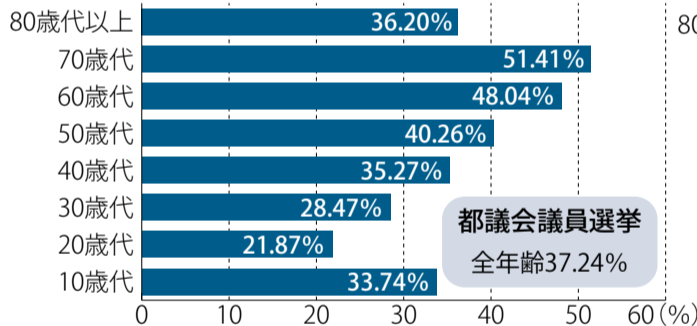
- 氏名、電子メールアドレス等の表示義務
 - 一定の記録の保存義務
- 自らアドレスを通知し、受信に同意した相手等、送信先には一定の制限があります。

有権者



年代別投票率について

令和3年7月4日執行の都議会議員選挙および令和3年10月31日執行の衆議院議員選挙(小選挙区)の年代別投票率です。70歳代が最も高く、20歳代が最も低くなっています。



あなたの投票所はこちらです

(施設の改修工事等により、投票所が変更になる場合があります)

区域	建物名称
1 富士見町1、2、4、5丁目の全部 富士見町3丁目1~9、17、18	市立第四小学校
2 柴崎町1、2、5丁目の全部 柴崎町4丁目7~ 曙町1丁目1~10	市立第一小学校
3 柴崎町3、6丁目の全部、柴崎町4丁目1~6 錦町2丁目1、2、5~8、11~	東京都立立川高等学校
4 錦町1、3、4丁目の全部 錦町2丁目3、4、9、10	市立第三小学校
5 羽衣町の全部	市立第六小学校
6 曙町2丁目11~17、20~28 曙町3丁目の全部 高松町3丁目27~	市立第二小学校
7 曙町1丁目11~ 曙町2丁目1~10、18、19、29~ 高松町3丁目1~26	立川市女性総合センター
8 高松町1、2丁目の全部	市立第五小学校
9 栄町2丁目33~ 栄町3丁目1~29 栄町4丁目の全部 栄町5丁目1~28、56~67 栄町6丁目2、3、5、6 泉町899	昭和第一学園高等学校
10 栄町5丁目29~55、68~ 栄町6丁目1、4、7~ 幸町1~3丁目の全部 泉町841、935	市立第八小学校
11 柏町1、2丁目の全部 砂川町1丁目1~42、53~	市立第十小学校
12 砂川町1丁目43~52 砂川町2丁目の全部 上砂町1、2丁目の全部 泉町3454、3538、3756、3818	市立第九小学校
13 西砂町1~3丁目の全部	市立西砂小学校

区域	建物名称
14 若葉町1、2丁目の全部	市立若葉台小学校
15 富士見町3丁目10~16、19~ 富士見町6、7丁目の全部	市立新生小学校
16 栄町1丁目の全部 栄町2丁目1~32 栄町3丁目30~	市立南砂小学校
17 若葉町3、4丁目の全部	市立立川第九中学校
18 幸町4~6丁目の全部	市立幸小学校
19 一番町2丁目14~ 一番町4丁目17~ 一番町3、5、6丁目の全部 西砂町6丁目1番地の4~14、6番地	市立松中小学校
20 砂川町3、4丁目の全部 上砂町4丁目の全部	立川市こびら橋会館
21 柏町3~5丁目の全部 砂川町5、6丁目の全部 砂川町7丁目1~24、25番地の1~9 砂川町7丁目25番地の34、36	市立柏小学校
22 砂川町7丁目25番地の10~33 砂川町7丁目25番地の35 砂川町7丁目26番地~ 砂川町8丁目の全部、上砂町5、6丁目の全部	市立上砂川小学校
23 上砂町3丁目の全部 一番町1丁目の全部 一番町2丁目1~13、一番町4丁目1~16	市立立川第五中学校
24 西砂町4、5、7丁目の全部 西砂町6丁目のうち次以外 【1番地の4~14、6番地】	市立立川第七中学校
25 錦町5、6丁目の全部	市立第七小学校
26 緑町の全部 泉町のうち次以外 【841、899、935、3454、3538、3756、3818】	東京都立川地域防災センター

いろいろあります 投票方法



選挙の日、仕事などで投票所に行けない方

投票日に、仕事や旅行などの予定で投票所へ行けない方は「**期日前投票**」をすることができます。

★ 投票所入場整理券の裏に印刷されている期日前投票宣誓書にあらかじめご記入の上お持ちいただくとスムーズに投票ができます。

期日前投票宣誓書は市のホームページからダウンロードできるほか、期日前投票所にもご用意しております。

★ 場所、期間、時間等は、選挙が近づきましたら、投票所入場整理券、広報、ホームページ等でお知らせします。

選挙期間中、仕事や旅行などで遠方においでの方

旅行先や滞在地の区市町村選挙管理委員会で投票する「**不在者投票制度**」が利用できます。事前の手続きが必要となりますので、選挙管理委員会まで早めにお問い合わせください。

病院や施設に入院・入所されている方

都道府県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホーム等(入院・入所者が対象)でも不在者投票ができます。手続きに日数を要しますので、施設へのお申し出は早めをお願いいたします。

投票所入場整理券について

投票所入場整理券は公示日・告示日頃、お手元に届くよう世帯ごとに封書にてお送りしています。ご家族分がまとめて入っていますので、投票に行く際は、**ご自分の入場整理券**をお持ちください。国政選挙については閣議決定から公示までの期間が短いため、投票所入場整理券がお手元に届くのが遅れることもありますので、あらかじめご了承ください。

なお、届いていない、紛失した場合などでも、**立川市の選挙人名簿に登録されていれば投票できます**ので、期日前投票所・投票日当日投票所にお越しの際、係員にお申し出ください。

選挙に関するお問い合わせは…

立川市選挙管理委員会事務局

立川市泉町1156-9

☎ (523) 2111 内線1631・1632・1633

立川市
Tachikawa City

〈ホームページ〉

- ・選挙制度
- ・選挙結果
- ・過去の選挙公報
- ・選挙に関するQ&A

われしました。新首相が誕生し、この難しい時代を託すこととなりました。今年6月19日に「立川市議会議員選挙」が、また、7月25日任期満了を迎えます「参議院議員選挙」が行われます。特に市議会議員選挙は私たち市民生活に直結する最も身近な選挙です。有権者の皆さまには大切な一票、棄権することなく投票所に足をお運びください。結びにお願い申し上げます。

結びにあたり、本年が皆さまにとりまして健康で幸多からんことを、ご祈念申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

高齢や障害などで、外出が困難な方

重度の障害などがあるために移動が困難で、投票所に行けない方が、自宅など現在の居場所で投票用紙に自ら記載をし、郵便や信書便で投票できる「**郵便等投票制度**」があります。

対象となる方

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級か2級
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	1級か3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸	特別項症～第3項症
	肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

郵便等投票をするためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めのお手続きをお願いします。

郵便投票をする方で、ご自身で字を書くことが困難な方

下記に該当するため、ご自分で字が書けない方は、あらかじめ区市町村選挙管理委員会に届け出た方(選挙権を有する者に限る)が候補者名等を代理で記載する「**代理記載制度**」がご利用になれます。

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

代理記載制度を利用するためには、選挙人名簿に登録されている区市町村選挙管理委員会への事前の申請が必要です。早めにお申し出ください。

ご自身で記入できない方・目の不自由な方

身体が不自由であったり、ご自分で字の書けない方のために、申し出により係員が代筆する「**代理投票**」の制度があります。投票の秘密は固く守られます。また、目の不自由な方は、点字で投票する「**点字投票**」の制度があります。いずれも、投票所で係員にお申し出ください。

海外にお引越予定の方

満18歳以上の日本国民で、引き続き3か月以上その住所を管轄する領事官の区域内に住所を有する方は、外国にいても国政選挙(衆議院議員選挙・参議院議員選挙)の投票をすることができる「**在外投票制度**」があります。

在外投票制度を利用するには、在外選挙人名簿登録手続きが必要です。申請は、本人又は同居の家族等が住所を管轄する日本大使館や総領事館(出張駐在官事務所を含む)で行う在外公館申請及び海外転出届出時に行う出国時申請があります。



立川市明るい選挙推進協議会
会長 岡部重徳

新年を迎えて

あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては令和4年の新春いかがお過ごしでしょうか。平素より有権者の皆さまには「明るい選挙」推進運動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

昨年もコロナ禍で、日常生活の中でいろいろと自粛されたことと存じます。その甲斐あってか夏以降、感染者数も激減しましたが、ここに来て変異株(オミクロン株)が発生し、感染の拡大が懸念されます。さて、昨年は東京都議会議員選挙と衆議院議員選挙が行

富士見地区… 宮本 直樹
柴崎地区… 山口 はるみ
錦地区… 志村 修
羽衣地区… 佐藤 俊夫
曙町地区… 大井 邦彦
高松地区… 鈴木 直也
栄地区… 市村 功
若葉地区… 菊池 千恵子
幸町地区… 岡部 憲一
柏地区… 村野 時男
砂川東地区… 寺田 吉勝
砂川西地区… 高谷 由美

こんにちは！ 明るい選挙推進委員です

明るい選挙推進委員は各自治会から推薦され、立川市明るい選挙推進協議会から委嘱されています。任期は2年で、令和2・3年度は186人が市内12地区に分かれて「明るい選挙」推進のために活動しています。

どのような活動をしているの？

集会等の場で身近な問題について話しあうことを通じて政治や選挙に関する関心を深めていく「話しあい活動」、研修会への参加、選挙啓発講演会の実施、機関紙の発行などを行っています。

また、期日前投票所や投票日当日の各投票所で投票管理者や投票立会人の職務を執り行っています。



富士見地区 梅津 修

若者が思っていたよりも投票所へ来てくれたので少し嬉しくなりました。若者の意見を政治にしっかり反映させることがこれからも重要だと思います。自分のできる範囲で投票参加を働き掛けていきたいと思っています。



柴崎地区 桜井 鐵男

さまざまな選挙での課題はいつも投票率です。気軽に投票できる場所を多く設置できればいいのですが。なかなか現実には難しいですね。若い方の投票率アップを考えると、駅北口窓口サービスセンターの投票所の拡充も期待しています。今年度から期日前投票所として西砂学習館が新設となり、定着するといいなと考えています。



錦地区 志村 修

錦地区の推進委員は、年3、4回実施する地区委員会で政治・選挙に関心を深める話しあいを行い、各自治会での呼びかけ、啓発物資の配布、研修会への参加、投票立会いなどを実施しています。地域の皆さんが、選挙への関心をより高められるよう活動していきたいと思っています。



羽衣地区 佐藤 俊夫

かつて、ある政治家が「サイレントマジョリティは賛成です」と発言しました。何も変わらないから投票しない、という人を「賛成している人」と表現したのです。私たちは今、投票によって「それは違いますよ」と正す必要があるのではないのでしょうか。



曙町地区 大井 邦彦

選挙投票に立ち会って、杖に頼って歩く高齢者や体の不自由な方が車いすです投票する姿を見て、感銘を受けました。また、学生が学校帰りに投票所に立ち寄り投票している姿も見ることができました。このような状況が投票率を上げる結果に繋がると思います。今後も引き続き責任ある投票を期待いたします。



高松地区 鈴木 直也

私たち市民、都民の代表を選ぶ選挙。一票の積み重ねがすべてを決めます。期日前投票は密を避けられるうえにやり易さが好きで、可能な限り私は期日前投票を活用させていただいています。選挙速報をしっかり見させていただくのが一大行事で選挙(投票)は私たちのできる唯一の民主主義参加であると思います。



栄地区 市村 功

コロナ禍の選挙投票を経験して、オンライン投票の導入の必要性を強く感じました。政府のマイナンバーカードの所有率向上推進の種々の施策もあり、導入への環境が整ってきていると思います。投票方法の多様化によって投票率が向上することを期待したいと思います。



若葉地区 菊池 千恵子

衆議院選挙の期日前投票初日には開始直後から多くの有権者が訪れ、その方達の「関心・意識の高さ」というよりは「意志の強さ」のようなものを感じ、身の引き締まる思いがいたしました。国政からの恩恵があらゆる世代に行き渡りますよう、若い人をはじめ、より多くの方が投票されますことを願っています。



幸町地区 岡部 憲一

私たち有権者には、上辺を繕い、平然と嘘を並べ、かつ、説明を回避する政治的に劣化した議員を議会から占め出す責任があると思います。今回の衆議院議員選挙で、私たちはこの責任を全うできたのだろうか。未来を託せる議員を選出できたのだろうか。今後も、自らに問い続け、責任ある一票を投じていきたいと思っています。



柏地区 村野 時男

推進委員として任命を受け、選挙に対する意識が変わり、今では立候補者全員の政策などを読むようになりました。社会の中で生活していくうえで、よい勉強になりました。推進委員として今後も意識の向上に努め、知識を広げていきたいと考えています。



砂川東地区 寺田 吉勝

今回のコロナ禍で国政、都政、市政に携わる人は、いかに日頃の言動が、国民、都民、市民に信頼されているか、またその議員さんの存在にもかかわっているかということがよく理解できました。次回の選挙は信頼できる人を選ぶ選挙にしたいものです。ぜひ、投票に！



砂川西地区 高谷 由美

今回の衆議院議員選挙は、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言は解除されたものの、「油断してはいけない」「気を引き締めるべきだ」などの世論の中での選挙となりました。そのような中で、中高年層の投票率の低さが気になります。「政治が悪い」にしないで、自分で投票にいきましょう。